

令和 8 年 3 月 27 日

岩手県盛岡市「宿泊税」の新設

岩手県盛岡市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される盛岡市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	岩手県盛岡市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	盛岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1 人 1 泊につき 200 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 2.6 億円
課税免除等	なし
徴税費用見込額	（平年度）約 1,500 万円
課税を行う期間	条例施行後 3 年を目途（その後は 5 年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和 7 年 12 月 22 日 盛岡市議会にて条例案可決
- ・ 令和 7 年 12 月 25 日 総務大臣協議
- ・ 令和 8 年 3 月 27 日 総務大臣同意
- ・ 令和 8 年 10 月 1 日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。